

山梨県公報

第五百三十八号

令和七年

二月十日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の解除の予定……………	三九
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………	三九
○公共測量の実施(二件)……………	四〇
○都市計画の変更図書の縦覧……………	四〇
○都市計画の決定図書の縦覧……………	四〇

告示

山梨県告示第二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和七年二月十日

- | | | | | |
|---|---------------|------------------|-----|-------|
| 一 | 解除に係る保安林の所在場所 | 山梨県知事 | 長 崎 | 幸 太 郎 |
| 二 | 保安林として指定された目的 | 上野原市秋山字柳所一〇一七八の二 | | |
| 三 | 解除の理由 | 道路用地とするため | | |

公 告

●大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年二月十日

- | | | | | |
|---|-----|-------|-----|-------|
| 一 | 届出者 | 山梨県知事 | 長 崎 | 幸 太 郎 |
|---|-----|-------|-----|-------|

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役社長 田中純一	東京都千代田区外神田二丁目二一十五

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 ウエルシア都留店
(二) 所在地 山梨県都留市上谷六一三一一
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役社長 田中純一	東京都千代田区外神田二丁目二一十五

- 大規模小売店舗の新設をする日 令和七年九月二十五日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二十七平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 五十台
(二) 駐輪場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 十八台
(三) 荷さばき施設の位置及び面積
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 九十一平方メートル
(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の図面のとおり

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ウエルシア薬局株式会社	二十四時間	二十四時間

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 一箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後十時まで
- 三 届出年月日 令和七年一月二十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年六月十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県富士・東部農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年二月十日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（GNSS（スタティック法））地図情報レベル500・3級基準点網図
- 二 測量の地域 山梨県上野原市の一部
- 三 測量の期間 令和七年二月十四日から令和七年三月十四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県富士・東部農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年二月十日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（GNSS（スタティック法））地図情報レベル500・3級基準点網図
- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市の一部
- 三 測量の期間 令和七年二月十四日から令和七年三月十四日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により中央市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年二月十日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 都市計画の種類 甲府都市計画下水道
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により中央市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年二月十日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 都市計画の種類 笛吹川都市計画下水道
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課